

運営指導基準（指定地域定着支援）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）

「厚労令 27」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）

「平 24 厚労告 124」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 124 号）

「障発 0330 第 21 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号）

「障発 1031001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 1 基本方針	(1) 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。 (2) 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。 (3) 指定地域定着支援事業者は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図られているか。 (4) 指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	支援法第 51 条の 23 厚労令 27 第 39 条第 1 項 厚労令 27 第 39 条第 2 項 厚労令 27 第 39 条第 3 項 厚労令 27 第 39 条第 4 項
第 2 人員に関する 基準 1 従業者 (1) 指定地域定着 支援従事者 (2) 相談支援専門 員 2 管理者	指定地域定着支援事業者は、事業所ごとに専ら指定地域定着支援の職務に従事する者（以下、「指定地域定着支援従事者」という。）を、必ず 1 人以上置いているか。 （ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。） 指定地域定着支援従事者のうち 1 人以上は、平成 24 年厚生労働省告示第 226 号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める相談支援専門員でなければならない。 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 （ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）	支援法第 51 条の 23 第 1 項 厚労令 27 第 40 条 準用（第 3 条第 1 項） 障発 0330 第 21 通知 第三 1 準用（第二 1(1)） 厚労令 27 第 40 条 準用（第 3 条第 2 項） 平 24 厚告 226 厚労令 27 第 40 条 準用（第 4 条）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第3 運営に関する基準		支援法第51条の23 第2項
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、21に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 利用者との間で当該指定地域定着支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定地域定着支援の内容 ウ 当該指定地域定着支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定地域定着支援の提供開始年月日 オ 指定地域定着支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。	厚労令27 第45条 準用(第5条第1項) 厚労令27 第45条 準用(第5条第2項) 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第21通知 第三2(5) 準用(第二2(1))
2 契約内容の報告等	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	厚労令27 第45条 準用(第6条)
3 提供拒否の禁止	指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域定着支援の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、 (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 (3) 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 (4) その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難な場合等をいう。	厚労令27 第45条 準用(第7条) 障発0330第21通知 第三2(5) 準用(第二2(3))

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
4 連絡調整に対する協力	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 市町村又は指定特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に協力しているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 8 条） 障発 0330 第 21 通知 第三 2（5） 準用（第二 2（4））
5 サービス提供困難時の対応	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 9 条）
6 受給資格の確認	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 10 条）
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助	（1）指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 （2）指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 11 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 11 条第 2 項）
8 心身の状況等の把握	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 12 条）
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	（1）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 （2）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 13 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 13 条第 2 項）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
10 心身の状況等の把握	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 12 条）
11 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	（１）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 （２）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 13 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 13 条第 2 項）
12 身分を証する書類の携行	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 14 条） 障発 0330 第 21 通知 第三 2（5） 準用（第二 2（8））
13 サービスの提供の記録	（１）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を提供した際は、当該指定地域定着支援の提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該指定地域定着支援の提供の都度、記録しているか。 （２）指定地域定着支援事業者は、（１）の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 15 条第 1 項） 障発 0330 第 21 通知 第三 2（5） 準用（第二 2（9）①） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 15 条第 2 項）
14 指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	（１）指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。 13 の（１）及び（２）に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 16 条第 1 項） 障発 0330 第 21 通知 第三 2（5） 準用（第二 2（10））①

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
15 地域相談支援給付費の額等の受領	(2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない。) (1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域定着支援につき支援法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。 (3) 指定地域定着支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。 (4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。	厚労令 27 第 45 条 準用 (第 16 条第 2 項) 障発 0330 第 21 通知 第三 2 (5) 準用 (第二 2 (10)) ② 厚労令 27 第 45 条 準用 (第 17 条第 1 項) 厚労令 27 第 45 条 準用 (第 17 条第 2 項) 厚労令 27 第 45 条 準用 (第 17 条第 3 項) 厚労令 27 第 45 条 準用 (第 17 条第 4 項)
16 地域相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領により指定地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域定着支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。	厚労令 27 第 45 条 準用 (第 18 条第 1 項) 厚労令 27 第 45 条 準用 (第 18 条第 2 項)
17 指定地域定着支援の具体的取扱方針	指定地域定着支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。 (1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。	厚労令 27 第 41 条 厚労令 27 第 41 条第 1 号

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
18 地域定着支援台帳の作成等	(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。	厚労令 27 第 41 条第 2 号
	(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。	厚労令 27 第 41 条第 3 号
	(4) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。	厚労令 27 第 41 条第 4 号
	(5) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。	厚労令 27 第 41 条第 5 号
	(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳（地域定着支援台帳）を作成しているか。	厚労令 27 第 42 条第 1 項
	(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行っているか。	厚労令 27 第 42 条第 2 項
	(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	厚労令 27 第 42 条第 3 項
	(4) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断力について丁寧に把握しているか。	厚労令 27 第 42 条第 4 項
19 常時の連絡体制の確保等	(5) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。	厚労令 27 第 42 条第 5 項
	(6) 地域定着支援台帳に変更があった場合、(2) から (4) に準じて取り扱っているか。	厚労令 27 第 42 条第 6 項
19 常時の連絡体制の確保等	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。	厚労令 27 第 43 条第 1 項
	(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。	厚労令 27 第 43 条第 2 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
20 緊急の事態における支援等	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。 (3) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。 ① 利用者が一時的な滞在进行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。 ② 衛生的に管理されている場所であること。 (4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。	厚労令 27 第 44 条第 1 項 厚労令 27 第 44 条第 2 項 厚労令 27 第 44 条第 3 項 厚労令 27 第 44 条第 4 項
21 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 25 条）
22 管理者の責務	(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に厚労令 27 第 3 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 26 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 26 条第 2 項）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
23 運営規程	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域定着支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	厚労令 27 第 45 条 準用（第 27 条）
24 勤務体制の確保等	（1）指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、指定地域定着支援従事者その他の従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 （2）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、当該指定地域定着支援事業所の指定地域定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供しているか。 （ただし、18の(4)の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については、この限りでない。） （3）指定地域定着支援事業者は、（2）のただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 （4）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定地域定着支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 （5）指定地域定着支援事業者は、適切な指定地域定着支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条第 1 項） 障発 0330 第 21 通知 第三 2 (5) 準用（第二 2 (22) ①） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条第 2 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条第 3 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条第 4 項） 障発 0330 第 21 通知 第三 2 (5) 準用（第二 2 (22) ④） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条第 5 項） 障発 0330 第 21 通知 第三 2 (5) 準用（第二 2 (22) ⑤）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
25 業務継続計画の策定等	(1) 指定地域定着支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域定着支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 (3) 指定地域定着支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	厚労令 27 第 45 条 準用(第 28 条の 2 第 1 項) 障発 0330 第 21 通知 第三 2 (5) 準用 (第二 2 (23)) 厚労令 27 第 45 条 準用(第 28 条の 2 第 2 項) 厚労令 27 第 45 条 準用(第 28 条の 2 第 3 項)
26 設備及び備品等	指定地域定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか（貸与を受けているものでも可）。 (1) 専用の事務室又は明確に特定されている区画があるか。 (2) 申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。 (3) 必要な設備、備品等を確保しているか。（ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差し支えない。）	厚労令 27 第 45 条 準用 (第 29 条) 障発 0330 第 21 通知 第三 2 (5) 準用 (第二 2 (24))
27 衛生管理等	(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定地域定着支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的の実施しているか。	厚労令 27 第 45 条 準用 (第 30 条第 1 項) 厚労令 27 第 45 条 準用 (第 30 条第 2 項) 厚労令 27 第 45 条 準用 (第 30 条第 3 項) 障発 0330 第 21 通知 第三 2 (5) 準用 (第二 2 (25) ②)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
28 掲示等	（１）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域定着支援の実施状況、指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定地域定着支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定地域定着支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 （２）指定地域定着支援事業者は、（１）に規定する重要事項の公表に努めているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 31 条第 1 項、 第 2 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 31 条第 3 項）
29 秘密保持等	（１）指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 （２）指定地域定着支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 （３）指定地域定着支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 32 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 32 条第 2 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 32 条第 3 項）
30 情報の提供等	（１）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 （２）指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 33 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 33 条第 2 項）
31 利益供与等の禁止	（１）指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 （２）指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 34 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 34 条第 2 項）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
32 苦情解決	（１）指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 （２）指定地域定着支援事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 （３）指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 （４）指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 （５）指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、支援法第 51 条の 27 第 1 項の規定により都道府県知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 （６）指定地域定着支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、（３）から（５）までの改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。 （７）指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 2 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 3 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 4 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 5 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 6 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 7 項）
33 事故発生時の対応	（１）指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 36 条第 1 項）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(2) 指定地域定着支援事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (3) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 36 条第 2 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 36 条第 3 項）
34 虐待の防止	指定地域定着支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定地域定着支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定地域定着支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 36 条の 2）
35 会計の区分	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令 27 第 45 条 準用（第 37 条）
36 記録の整備	(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域定着支援を提供した日（その完結の日）から 5 年間保存しているか。 ア 11 に規定する指定地域定着支援の提供に係る記録 イ 16 に規定する地域定着支援台帳 ウ 19 に規定する区市町村への通知に係る記録 エ 30 に規定する苦情の内容等に係る記録 オ 31 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	厚労令 27 第 45 条 準用（第 38 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 38 条第 2 項） 障発 0330 第 21 通知 第三 2 (5) 準用（第二 2 (33)）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第4 届出等		
1 変更の届出	指定地域定着支援事業者は、支援法施行規則第34条の58第1項に掲げる事項（支援法施行規則第34条の57第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号まで、第11号及び第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 ※ 指定地域定着支援事業者が変更の届出を要する事項 （1）事業所の名称及び所在地 （2）申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 （3）申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 （4）事業所の平面図 （5）事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴 （6）運営規程 （7）当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関する事項 （8）役員の氏名、生年月日及び住所	支援法第51条の25 第1項 支援法施行規則 第34条の58第1項 支援法施行規則 第34条の57第1項
2 業務管理体制の整備	（1）指定地域定着支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。 イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定相談支援事業者 （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 （2）指定地域定着支援事業者（指定地域定着支援事業所が八王子市域のみに所在する指定地域定着支援事業者）は、八王子市長に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	支援法第51条の22 第3項 支援法第51条の31 第1項 支援法施行規則 第34条の61 支援法第51条の31 第2項 支援法施行規則 第34条の62

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 5 地域定着支援サービス費の算定及び取扱い		支援法第 51 条の 14 第 3 項
1 基本事項	(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 124 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。) (2) (1) の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 24 厚労告 124 の一 平 18 厚労告 539 平 24 厚労告 124 の二
2 地域定着支援サービス費	(1) 体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等（第 3 の 17 の規定による常時の連絡体制の確保等をいう。）を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定しているか。 (2) 緊急時支援費（Ⅰ）については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援（第 3 の 18 の(2)に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。 (3) 平成 30 年厚生労働省告示第 114 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第七号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、緊急時支援費（Ⅰ）を算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。 (4) 緊急時支援費（Ⅱ）については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、この場合において、緊急時支援費（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 (5) 指定地域定着支援事業者が、第 3 の 16 の(3)又は 17 の(2)に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。	平 24 厚労告 124 別表第 2 の 1 の注 1 平 24 厚労告 124 別表第 2 の 1 の注 2 平 24 厚労告 124 別表第 2 の 1 の注 2 の 2 平 30 厚労告 114 の七 平 24 厚労告 124 別表第 2 の 1 の注 2 の 3 平 24 厚労告 124 別表第 2 の 1 の注 3

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
3 ピアサポート体制加算 4 日常生活支援情報提供加算	(6) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合((5) に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 (7) 平成 30 年厚生労働省告示第 114 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第七号の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、地域生活支援拠点機能強化加算として、所定単位数に 500 単位を加算しているか。 ただし、平成 30 年厚生労働省告示第 114 号第 2 号の 2 のイの(4)に規定する拠点コーディネーター 1 人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに平成 18 年厚生労働省令第 171 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第 206 条の 14 第 1 項に規定される当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立支援援助事業者、指定地域定着支援事業者、支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定される指定特定相談支援事業者及び昭和 22 年法律第 164 号「児童福祉法」第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1 月につき 100 回を限度とする。 (8) 支援法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報にかかる報告を行っていない場合には、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (9) 第 3 の 23 (1) に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (10) 第 3 の 32 に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 平成 30 年厚生労働省告示第 114 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第八号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。 指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活の維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 124 別表第 2 の 1 の注 4 平 21 厚労告 176 平 24 厚労告 124 別表第 2 の 1 の注 5 平 30 厚労告 114 平 18 厚労令 171 支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号 昭 22 法 164 平 24 厚労告 124 別表第 1 の 1 の注 6 平 24 厚労告 124 別表第 1 の 1 の注 7 平 24 厚労令 27 第 45 条準用 (第 28 条の 2) 平 24 厚労告 124 別表第 1 の 1 の注 8 平 24 厚労令 27 第 45 条準用 (第 36 条の 2) 平 24 厚労告 124 別表第 2 の 2 の注 平 30 厚労告 114 の八 平 24 厚労告 124 別表第 2 の 3 の注

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
5 居住支援連携体制加算	平成 30 年厚生労働省告示第 114 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第六号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 124 別表第 2 の 4 の注 平 30 厚労告 114 の六
6 地域居住支援体制強化推進加算	指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 124 別表第 2 の 5 の注